
国際標準化機構（ISO）証券業務及び関連金融商品に関する 分科委員会（TC68/SC4）の第33回年次総会について

日証協・平成28年4月25日

国際標準化機構（ISO: International Organization for Standardization）の金融専門委員会TC68の下にある「証券業務及び関連金融商品に関する分科委員会（以下「SC4」という。）」の第33回年次総会が4月25日にフランクフルトの欧州中央銀行（ECB）本部において開催された。本協会では、従来からこの国際会議にPメンバー（Participating Member：投票権のあるメンバー）として参加している。SC4における主な審議事項等は、以下のとおりである。

1. 背景

国際標準化活動を行うための機関であるISOへの加盟は、1国1機関に限られており、現在、世界の162機関がメンバーとなっている。我が国からは経済産業省に設置されている日本工業標準調査会（JISC）が1952年に加盟している。

ISOには、産業分野別に専門委員会（Technical Committee）が設置されており、それぞれの分野における国際標準化活動を行っている¹。

専門委員会の一つであるTC68は、「金融サービス」にかかる技術の国際標準化を担っており、その下に設けられた分科委員会（Sub-Committee）であるSC4は、金融サービス分野のうち証券業務に利用される情報技術に関する国際標準化を担当している（別添組織図参照）。

本協会は、JISCから日本銀行経由でSC4の国内審議団体に関する実務を委託されており、年間を通じてSC4で審議される標準化案件の国内における検討を推進し、その意見を取りまとめるため、証券会社、証券取引所、証券業務に従事する銀行その他の証券関連機関・システム関連業者等の専門家等をメンバーとする「ISO証券関係対策連絡会」（SC4の国内委員会の位置づけ）の事務局として、我が国証券業界等におけるISO国際標準に対する意見がISOの国際標準化活動に十分反映されるよう努めているところである。

2. 改正 ISO 業務指針（ISO Directive）が示す主要な変更点について

ISO事務局より、最近のISO業務指針の主要な変更点について説明があった。

- (1) Pメンバーの投票の厳格化：以下の事態が判明した場合は、投票権のないOメンバー（Observer Member：コメントは提出可）に1年間格下げされ、WGへのエキスパート派遣が制限される；
 - ・委員会内部の運営等に関する投票案件（CIB²）については、全体の20%又は最低2回の投票権の不行使
 - ・国際標準案（DIS³/FDIS⁴）に関する投票については1件でも投票権不行使があった

¹ 現在、238の専門委員会が存在し、活動する専門委員は10万名を超え、国際標準の件数は21,100件に上る。

² Committee Internal Ballot の略

³ Draft International Standard の略

場合

- ・定期見直し（SR⁵）に関する投票についても、1件でも投票権不行使があった場合
- (2) 議長職の年限は最長9年までに制限：細かい任期の設定の仕方は自由。その他の要件等は以下のとおり。
- ・Pメンバーの3分の2の賛成が必要
 - ・退任する場合は、引継計画書の策定が必要
 - ・引継期間終了の1年前に議長の推挙が可能
 - ・新規任命書に、専門スキルを明記
- (3) 新規案件提案書（NWIP⁶）の承認をサポートとする理由書（Justification）作成は、任意とする：作成を義務付けられるのは、反対票を投じる場合のみ。
- (4) DISへの反対投票において技術的な説明のない場合（理由書の不添付）は、有効投票としてカウントされない。
- (5) 投票期間は、週ベースでカウントされる（例えば、従来3か月とされた期間は12週と言い換えられる。）
- (6) 共同ワーキンググループ（JWG^s）の概念を設定し、他の委員会から共同座長の指名を認める。
- (7) DIS承認後、技術的な変更がない場合は、そのまま公表されるか、リーダーの判断により、FDISが作成され8週間の投票にかけられた後に公表される。技術的な変更がある場合は、FDISが作成され8週間の投票にかけられた後に公表されるか、FDIS不作成についてのCIB投票が行われ、3分の2の賛成がある場合は、DISがそのまま公表される。
- (8) ISO/IEC⁷ Directive Part2の新Editionが、2016年5月に公表予定。

3. SC4の所管する国際標準の検討状況

SCの下に、国際標準の発行までの間、その規格のあり方を検討するためにWGその他の審議ユニットを設置することができる。これらのWG等は、担当する国際標準が発行された場合、速やかに解散されることが原則となっているが、担当する国際標準の導入段階でのサポートに有用である場合には、国際標準の運用開始までは存続することが求められている。

各審議機関（WG等）の担当する国際標準

審議機関	現在のステータス	担当する国際標準
WG6	解散済	ISO10962：金融商品分類コード（CFI）
WG14	審議継続	ISO18774：金融商品短縮名称・略称コード
AG1	解散決定	CFIの長期的ニーズについての調査
SG1	審議継続	金融商品識別子に関する世界の利用状況の調査
SG2	審議継続	店頭デリバティブへの識別子開発

上記の他、SC4ではISO6166（国際証券識別付番システム（ISIN））や、ISO10383（市

⁴ Final Draft International Standard の略

⁵ Systematic Review の略

⁶ New Work Item Proposal の略

⁷ International Electrotechnical Commission（国際電気標準会議）の略

場識別コード (MIC)) などを扱うWGが活動していたが、現在は解散されている。

なお、各審議体の動向は以下のとおりである。

・WG6

ISO10962 : CFI (金融商品分類コード) の3rd Edition (ISO10962:2015) が2015年7月15日に公表された。この改定で、登録機関 (RA) の設置義務が初めて撤廃⁸された。またCFIの付番はISINの付番とリンクして行われることが明示的に定められ⁹、一方で集団投資スキームや仕組み商品、店頭デリバティブ¹⁰についても新区分が導入され、CFIコード体系へ取り込まれた。

WG6では新CFIコードの実施に関してユーザーの便宜をはかるため、以下の二つの関連文書を公表している：

- ・ ISO10962 : 2001からISO10962 : 2015への移行に関するインパクト分析、
- ・ ユーザー・ガイドライン

主査は英国規格協会 (BSI) のエンマ・カリオマキ氏。なお、同WGは所定の作業が終了したので2015年11月に正式に解散された。

一方で、本総会においてIOSCOなどが推進するUnique Product Identifier (UPI)の一部としてCFIの利用を検討するスタディ・グループの結成が決議された。

・WG14

ISO18774 (金融商品短縮名称・略称コード) は、ISO18773 (略称コード) を吸収した形で2014年にDIS投票が行われ、賛成票多数で可決された。投票の際に寄せられたコメントを反映した最終版については、マイナーな技術的修正にとどまっているため、FDISのプロセスを省略してISO中央事務局 (CS) に提出され、2015年11月1日に正式公表された。なお、WG14の作業は6か月前に終了したものの、登録機関 (RA) であるANNA¹¹による新基準の実施をサポートするためにしばらく、本WGの解散は延期されている。

主査は、スペイン規格協会 (AENOR) のオスカー・ガルシア氏。

・AG1

長期的 CFI に関するアドバイザー・グループ (AGOLT CFI) は、2014年のロンドン総会時の決議により結成され、最近の金融商品の多様化や、ISO20022の導入にも対応したCFIの電子フォーマット化などへのニーズを踏まえ、将来のCFIコードの在り方・運営方法について包括的な勧告を行うことを目的としている。主査は、米国規格協会 (ANSI) のジム・ノーギー氏。

本総会では、AG1が取りまとめた報告書 (Justification and Recommendations Report)

⁸ デリバティブへのCFIの付番に際しては、コード付番を登録機関に任せるのではなく取引参加者自身が行いたいという要望が多く寄せられたため、CFIには登録機関 (RA) を設置しないことが一昨年のSC4ロンドン総会で決議されていた。(後述の脚注11参照)

⁹ 改定版 (3rd Edition) の Clause 4 に ISIN (ISO6166) コードを取得している金融商品については、当該付番機関がCFIコードを付番することが明示的に規定された。一方、ISINを取得していない金融商品については、CFIは国際標準に従ってユーザーにより付番が可能。

¹⁰ 新たに導入されたCFIのOTCデリバティブ類型は、ISDA Taxonomy及びFIX Protocol分類スキームと整合性をとっている。

¹¹ Association of National Numbering Agencies の略

の概要について説明が行われたが、CFI の仕組みや運用体制について新金融商品の登場や規制の変化に迅速に対応するための抜本的な改正¹²を提言している。同報告書の SC4 への提出により AG1 の作業は終了しているため、正式に解散することが決議された。

・SG1

アセットクラスごとの金融商品の識別コード利用に関する現状調査を目的とするスタディ・グループ。現在、国際的、国内的、専有的、あるいはグローバルに使用される事実上 (de-fact) の規格を幅広くリスト化し、それぞれの利用者・提供者の課題や懸念を調査するためのスタディ・グループで、有価証券の生成プロセス（発行、事前取引、事後取引及び決済）の全てを包含し、多様なアセットクラスや地理的分布に配慮した専門家から構成されている。主査はドイツ規格協会のウヴェ・マイヤー氏。

既に調査結果報告書が SC4 に提出されているが、本総会決議により、同報告書の内容を技術報告書 (Technical Report) として取りまとめるため、当面 SG1 の活動は存続させることになった。

・SG2

新しい欧州証券規制 (MiFID II & MiFIR) 及びそれを踏まえた欧州証券市場監督局 (ESMA) の Regulatory Technical and Implementing Standard の下で、店頭デリバティブへの ISIN コード等の付番が義務付けられたことにより、2015 年 12 月に急に招集が行われ、投票を経て 2016 年 2 月はじめに設立された審議ユニット。ISIN の登録機関 (RA) である ANNA を代表してアラン・ディーン氏 (ロンドン取引所) と、店頭デリバティブのタクソノミーを有する ISDA (International Swap and Derivative Association) を代表してロビン・ドイル氏 (モルガン・チェース銀行) が共同座長を務める。今回、アラン・ディーン氏より同 SG の活動状況について詳細な中間報告が行われた。SG2 は最終報告書を本年 5 月末までに SC4 に提出する予定である。

なお、デリバティブ取引の各分野 (金利、クレジット、為替、エクイティ、コモディティ) で ISIN 拡張適用モデルの実証テストを実施するために多くの SC4 非メンバー機関の協力を得るため、例外的に ISDA に対し、各分野のリーダー 5 名 (非メンバー) を SG2 のメンバーに指定する権限を付与した。

また、同 SG は、報告書提出後も implementation に向けた検討を行うため、2016 年第 3 四半期まで存続させることが決議された。

4. その他 SC4 事務局からの報告事項

(1) SC4 メンバーの変更

本総会開催時点の SC4 参加メンバーは、従来 O メンバーであったベルギーが本年 2 月に P メンバーへ格上げされたため、P メンバーは昨年より一か国多い 23 か国、及び O メンバ

¹² CFI 分類コードや定義の自動フォーマット化の推進、コードルールの update 頻度の見直し (ISO で決められたシステミック・レビュー (SR) の 5 年ではなく、より頻繁な update を行うこと)、登録機関 (RA) に代えて P メンバー及びリエゾン機関から構成されるコード維持管理機関 (Maintenance Agency) と、その事務局となる Maintenance Agency Secretariat の設置、CPMI-IOSCO が取りまとめている UPI への積極関与、などが提案されている。

ーは逆に一か国減って 16 カ国になった。一方、リエゾン機関に関しては、A リエゾン機関¹³の総数は前回と同様 8 機関、B リエゾン機関¹⁴は EC のみ 1 機関となる。

(2) SC4 議長ヌルディーン・ユース氏の退任と後任人事の件

15 年にわたり SC4 議長を務めてきたスイスの SIX Financial Information Ltd のヌルディーン・ユース氏は、今回が任期最後の総会となった。後任はユース氏と同じスイスの SIX Financial Information Ltd 所属のアルノー・ヴィルヘルム氏（本総会に出席）に決定済である。

(3) TC68 の組織体制の大幅な見直し

本 SC4 総会に続いて行われる TC68 の総会で、これまでの TC68 の組織体制の大幅な見直しが審議され、従来の銀行・証券といった金融業態ごとに設けている分科委員会（SC4 及び SC7）を廃止し、機能面を重視したテーマ分けによる新しい組織体制（Reference Data と Information Exchange）に変更される見通しとなった。これにより、今秋にも新 SC の設置に向けた国際投票が実施され、承認された場合には、来年の総会以降に SC4 の廃止が検討される見通し。

(4) 次回会合予定

次回 SC4 年次総会は、2017 年春（詳細未定）にブラジル・リオデジャネイロにおいて、TC68 傘下の各審議体の年次総会と同時に開催される予定である。

以 上

参 考

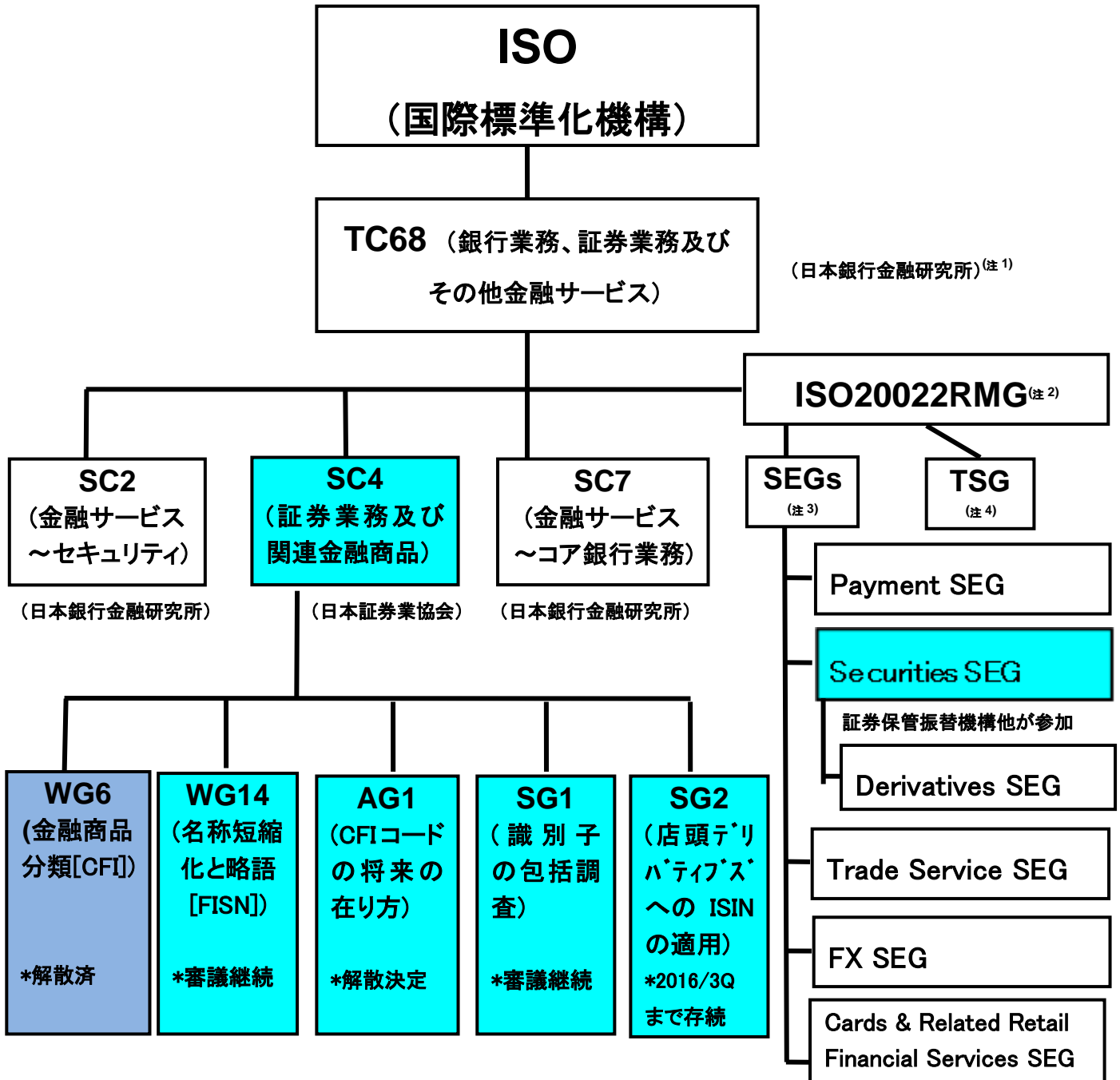
〈国際規格策定プロセス〉

プロジェクトの 段階	関 連 文 書	
	名 称	略語
1. 予備段階	予備業務項目(Preliminary Work Item)	PWI
2. 提案段階	新業務項目提案(New Work Item Proposal)	NP
3. 作成段階	作業原案(Working Draft)	WD
4. 委員会段階	委員会原案(Committee Draft) (任意)	CD
5. 照会段階	照会原案(Draft International Standard)	DIS
6. 承認段階	最終国際規格案(Final Draft International Standard) (DIS が承認された場合は省略可能)	FDIS
7. 発行段階	国際規格(International Standard)	IS

¹³ 関連する TC/SC に対し効果的に貢献する機関。これらの機関には全ての関連文書へのアクセス権が与えられ会議への招聘がなされる。また、WG にエキスパートを登録することが可能。

¹⁴ TC/SC の業務に関する情報提供のみを希望する政府機関

ISO TC68内のSC4その他証券関連会議体



(注1) 括弧内は日本規格協会 (JISC) から委託を受けた国内委員会の事務局。以下同じ。

(注2) Registration Management Group (登録管理グループ)

(注3) Standards Evaluation Groups (標準評価グループ)

(注4) Technical Support Group for ISO20022 (ISO20022 対応技術支援グループ)